

評価に対する基準点数表

【特定事業】

	基準点数	
評価 1		
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	$\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業によ} \\ \text{る家庭訪問数} \end{array} - \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right) \end{array} \right)$	0.04 ポイント
(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援		
(2) (1)以外の市町村	$\left(\begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸} \\ \text{訪問事業によ} \\ \text{る家庭訪問数} \end{array} - \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right) \end{array} \right)$	0.03 ポイン
○養育支援訪問事業		
① 育児・家事援助	0.03ポイント	} 1訪問あたり
② 専門的相談支援	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリー・サポート・センター事業		
① 基本事業(会員数)		
・ 100人相当～299人	10.0ポイント	} 1市町村あたり
・ 300人～ 599人	14.0ポイント	
・ 600人～ 999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
支部の設置箇所数		
・ 10か所以上	50.0ポイント	} 1支部あたり (加算)
・ 10か所未満	5.0ポイント	
複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	
② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数)		
・ ~59件	9.0ポイント	} 1市町村あたり
・ 60件～119件	12.0ポイント	
・ 120件～199件	19.0ポイント	
・ 200件～299件	28.0ポイント	
・ 300件～399件	38.0ポイント	
・ 400件～599件	52.0ポイント	
・ 600件以上	72.0ポイント	
・ 近隣市町村会員受入	5.0ポイント	
・ 初年度体制整備	20.0ポイント	
③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援		
・ 利用支援 有	2.0ポイント	1市町村あたり
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		
・ 2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	} 100人日あたり
・ 2歳以上児	2.35ポイント	
・ 緊急一時保護	0.60ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		
・ 基本分	0.45ポイント	} 1か所あたり
・ 宿泊分	0.45ポイント	
・ 休日デイサービス	1.00ポイント	
・ 児童の送迎の実施	0.30ポイント	

【特定事業(続き)】

	基準点数	
評価 1		
○地域子育て支援拠点事業		
① ひろば型		
基本分		
・3～4日開所	17.8ポイント	} 1か所あたり
・3～4日開所(機能拡充あり)	23.9ポイント	
・5日開所	21.8ポイント	
・5日開所(機能拡充あり)	36.5ポイント	
・6～7日開所	25.8ポイント	
・6～7日開所(機能拡充あり)	39.0ポイント	
加算分		
・出張ひろばの実施	6.7ポイント	} 1か所あたり
・地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	2.2ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	3.0ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	3.7ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	4.5ポイント	
② センター型		
基本分		
・5日開所	37.0ポイント	} 1か所あたり
・6～7日開所	39.6ポイント	
経過措置(小規模型指定施設)		
・基本分	12.9ポイント	} 1か所あたり
・加算分(保健相談等)	6.8ポイント	
③ 児童館型		
基本分	8.4ポイント	} 1か所あたり
加算分(地域の子育て力を高める取組)	2.2ポイント	
○一時預かり事業		
① 保育所型、地域密着型(年間延べ利用児童数)		
・ 25人以上～ 300人未満	2.6ポイント	} 1か所あたり
・ 300人以上～ 900人未満	7.9ポイント	
・ 900人以上～1,500人未満	14.2ポイント	
・1,500人以上～2,100人未満	20.5ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	26.8ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	33.1ポイント	
・3,300人以上～3,900人未満	39.4ポイント	
・3,900人以上	45.7ポイント	
② 地域密着Ⅱ型(年間延べ利用児童数)		
・ 25人以上～ 300人未満	2.4ポイント	} 1か所あたり
・ 300人以上～ 900人未満	7.1ポイント	
・ 900人以上～1,500人未満	12.8ポイント	
・1,500人以上～2,100人未満	18.4ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	24.1ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	29.8ポイント	
・3,300人以上～3,900人未満	35.4ポイント	
・3,900人以上	41.1ポイント	

【その他の事業】

	基準点数
評価 2	
○へき地保育所	20.0ポイント 1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント 1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業	
・コーディネーター養成研修	3ポイント 1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント 1市町村あたり
	※両方実施の場合は6ポイント
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
① 基本事業	
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント
・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15.0ポイント 1市町村あたり
② 付加的事業	
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント
○子育て支援ネットワーク事業	13.5ポイント 1市町村あたり
○子どもの事故予防強化事業	
① 基本分(事業実施担当者の配置等)	
児童人口3,000人未満	3.0ポイント
児童人口3,000人以上～1万人未満	5.0ポイント
児童人口 1万人以上	8.0ポイント
② 加算分(事故予防検討会の開催)	1.0ポイント
評価 3	
●その他、創意工夫のある取組について	
児童人口3,000人未満	3 ポイント
児童人口3,000人以上～1万人未満	$\frac{\text{当該児童人口}}{1,000}$ ポイント
児童人口 1万人以上	$10P + \frac{\text{当該児童人口} - 10,000}{1,500}$ ポイント
	「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算